

【保育所型認定こども園】

設置・運営事業者 募集要項

令和8年8月3日

射 水 市

こども家庭部子育て支援課

目 次

令和 8 年度 保育所型認定こども園設置・運営事業者の募集について

1	跡地施設の概要	1
2	開園年月日	1
3	民営化後の運営形態	1
4	土地・建物等の条件	1
5	提案の諸条件	2
6	選考方法	3
7	応募手続	4
8	問合せ先	4

保育所型認定こども園設置・運営事業者の募集に係る諸条件（別紙 1）

1	保育所型認定こども園の設置、認可、運営等に関する事	5
2	利用定員に関する事	5
3	基本原則	5
4	園運営に関する事	6
5	事業内容等に関する事	6
6	職員の配置等に関する事	6
7	職員の研修に関する事	7
8	給食に関する事	7
9	健康診断に関する事	7
10	その他の保育内容等に関する事	7
11	開園後の取組への協力に関する事	7
12	運営費等に係る補助に関する事	7
13	その他	8

設置・運営事業者選考及び決定後の主なスケジュール（予定）（別紙 2） 9

保育所型認定こども園設置・運営事業者応募書類一覧（別紙 3） 10

令和8年度 保育所型認定こども園設置・運営事業者の募集について

射水市では、市の所有する旧放生津小学校跡地施設（以下「跡地施設」という。）内に市立放生津保育園を移設し、新たに保育所型認定こども園として設置・運営する事業者（以下「設置・運営事業者」という。）を募集します。

1 跡地施設の概要

（１）名称 （旧）射水市立放生津小学校

※現在は新湊放生津小学校として使用中（令和9年3月末まで）

（２）所在地 射水市中新湊23番10号

（３）敷地面積 29,418㎡

（４）用途地域 第1種住居地域

（５）施設概要

ア 校舎 平成元年度竣工 延床面積4,925㎡ RC造

イ 体育館 平成2年度竣工 延床面積1,257㎡

2 開園年月日

令和11年4月1日予定

※跡地施設の改修工事の進捗状況によっては遅れることもある。

3 民営化後の運営形態

保育所型認定こども園とし、運営開始までに富山県知事の設置認可を受けること。

設置認可に係る手続に必要な費用は、全て設置・運営事業者の負担とする。

4 土地・建物等の条件

（１）保育施設の土地・建物の取扱いについて

保育施設を含む跡地施設については、別に選定した跡地施設の運営予定事業者（以下「跡地施設事業者」という。）が、施設の改修規模や事業費の算出、事業スキームの最適化検討を行っており、保育施設の土地・建物の取扱いについても、設置・運営事業者選定後の協議により決定することとする。

そのため、本募集要項においては、市が保育施設としての専有部分を設置・運営事業者に10年間の貸付期間で貸し付けることとし、次項のとおり貸付料の考え方を示すが、今後の協議により跡地施設事業者から設置・運営事業者への転貸とする場合があり得るので留意すること。

（２）貸付料の考え方

保育施設の貸付料は、保育施設に係る改修費の4分の1相当額を基準に大規模改修の耐用年数（RC造47年）に応じて算定するが、地方自治法第96条の規定に基づき、市議会の議決が必要となった場合は、議決を以って貸付料を決定することに留意すること。

（参考）保育施設に係る改修費が1億円、使用想定期間を47年（RC造大規模改修の耐用年数）

とした場合の貸付料の目安

年額＝１億円× $\frac{1}{4}$ ×0.022（償却率）×1.1（消費税）＝605,000 円（月 50,417 円）

（３）建物の改修について

本募集に先行して選定した跡地施設事業者が跡地施設の改修設計、改修工事、運営・維持管理その他関連業務を行う。

保育所型認定こども園の設置場所は、普通教室棟の１階を想定しており、現時点では、定員 60 人程度（認定区分の想定人数 １号：6 人、２号：28 人、３号 26 人）を目安に必要な面積等関係法令等の基準を満たすこととする。

必須設備以外の設備（調乳室、沐浴室、職員室（休憩室）、保健室、会議室、一時預かり事業や乳児等通園支援事業の実施保育室等を想定）については、今回の公募で選定する設置・運営事業者の提案を踏まえて協議の上、必要な設備等を整備することとしている。

（４）事業費の負担区分について

跡地施設内の保育施設部分に係る建築主体工事（間仕切り、階段・段差、各室の内装工事）、電気設備工事（電灯動力・弱電・蓄電設備工事）、機械設備工事（幼児用便器等、特殊な衛生器具に対応した配管）、厨房設備工事（厨房機器等）、その他運営に必要な部分の改修・整備工事の事業費は市が負担する。

これ以外の器具、備品等は設置・運営事業者が負担することとする。

運営期間中における施設及び設備の不具合に関する修繕費等は、原則、設置・運営事業者負担とする。ただし、大規模修繕等の取扱いは、別途協議の上、負担区分を決定するものとする。

（５）物品の取扱いについて

市立放生津保育園で使用している物品で、設置・運営事業者が希望するものについては、協議の上、無償で譲渡する。

５ 提案の諸条件

（１）応募資格

次に掲げる条件を応募時点で全て満たしている事業者とする。

ア 県内で認可施設（保育所、認定こども園）を運営している社会福祉法人、学校法人、公益財団法人、株式会社

イ 「保育所型認定こども園設置運営事業者の募集に係る諸条件」（別紙１）に示す条件を遵守すること。

（２）欠格事項

応募時点で次の各号のいずれかに該当する事業者は、選考を受けることができない。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 5 項第 4 号に掲げる基準のいずれかに該当する場合

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ 射水市入札参加資格停止要領（平成 18 年告示第 174 号）に規定する入札参加資格制限期間中の者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続、民事再生法（平成 11 年法律

第225号)に基づく再生手続又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産開始手続の申立てをしている者

オ 国税及び地方税を滞納している者

カ 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 事業を実施するために必要な経済的基礎として、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していない場合

(3) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者選考の対象から除外する。

ア 提出期日を過ぎて応募書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 応募者がプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 審査の公平性を害する行為があった場合

オ 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本応募に対する援助を直接又は間接的に求めた場合

カ 応募時点の翌日から優先交渉権者決定通知日までの間に、射水市入札参加資格停止(指名停止)による指名停止となった場合

6 選考方法

(1) 審査体制

射水市立保育園引受法人選考委員会設置要綱(平成18年射水市告示第108号)に規定する委員会において、審査基準に基づいて審査し、最優秀提案者及び次点者を選定する。提案者が1社の場合、最低基準点数(総合評価点の60%以上)を満たす提案者を優先交渉権者とする。本市は、選定委員会の選定結果を受けて、優先交渉権者及び次点者を決定する。

なお、提案には、営業上又は知的財産に関わる情報を含む可能性があること、審査の公正性及び提案内容の保護の観点から、選定委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

ア 1次審査(書類審査)

提出された応募書類により、応募資格の適否等について審査する。審査の結果は、電子メールにて通知する。

イ 2次審査(プレゼンテーション審査)

1次審査通過者を対象にプレゼンテーション審査を行う。

2次審査の詳細は、1次審査通過者に電子メールで連絡する。

プレゼンテーション審査に要する費用は、全て応募者の負担とする。

出席者は代表者を含め3名以内とし、可能な限り代表者及び施設長就任予定者は出席すること。

(3) 審査基準

別紙「射水市立放生津保育園引受法人 審査基準」のとおり

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、電子メールにて通知する。また、市ホームページで公表する。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

7 応募手続

(1) 募集要項の配布

令和8年8月3日(月)から市ホームページに募集要項、参考資料、募集に係る様式などを掲載しているので、様式のデータ等についてはそこからダウンロードすること。

(2) 質問の受付

ア 原則として、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

イ 質問がある場合は、令和8年8月21日(金)午後5時までに、「質問票」を電子メールで送付すること。

ウ 質問及び質問に対する回答は、随時市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要項等の追加又は修正とみなす。

(3) 応募書類の提出

ア 応募書類 保育所型認定こども園設置・運営事業者応募書類一覧(別紙3)のとおり。

イ 提出部数 正本1部、副本7部の合計8部(1部ずつA4ファイルに綴じ、資料ごとにインデックスをつけること。添付書類は、各様式の後に添付すること。)

(4) 注意事項

- ・受付期間を過ぎたものは、受理しない。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募に要する一切の費用については、応募者の負担とする。
- ・必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。
- ・市は、提出された書類について、選考以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
ただし、情報公開請求があった場合は、射水市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ・書類提出後に辞退する場合は、必ず書面(様式自由)により届け出ること。

(5) 応募書類の受付

ア 提出期限 令和8年9月15日(火)午後5時

イ 提出場所 射水市役所本庁舎 2階 子育て支援課 こども政策係

ウ 提出方法 射水市子育て支援課に直接持参すること。

【質問票送付先メールアドレス】

kosodate@city.imizu.lg.jp

8 問合せ先

射水市 こども家庭部 子育て支援課 こども政策係

〒939-0294 射水市新開発410番地1 射水市役所本庁舎 2階

電話 0766-51-6629 FAX 0766-51-6660 E-mail kosodate@city.imizu.lg.jp

保育所型認定こども園設置・運営事業者の募集に係る諸条件

1 保育所型認定こども園の設置、認可、運営等に関すること

(1) 関係法令等を遵守するとともに、市の指導に従うこと。

(2) 開園時間

午前7時から午後7時までを原則として、市と設置・運営事業者の協議により決定する。

(3) 休園日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を原則として、市と設置・運営事業者の協議により決定する。

2 利用定員に関すること

(1) 移管前の市立放生津保育園の在園児のうち、新たな保育所型認定こども園への入園を希望する児童を全て受け入れること。また、在園児のうち、特別な支援を要する児童については、移管後も引き続き円滑に利用できるように対応すること。

(2) 60人程度（認定区分の想定人数 1号：6人、2号：28人、3号26人）を目安に、移管前の利用状況などを踏まえて、市と設置・運営事業者の協議により決定する。

(3) 利用定員の年齢構成については、0歳から5歳までとし、持ち上がりが可能となるように設定すること。

3 基本原則

(1) 園の運営に当たっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。

(2) 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。

(3) 法人代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、市の幼児教育及び保育をよく理解し、市の関連施策にも積極的に協力すること。

(4) 園の運営に当たっては、保護者をはじめ地域に開かれた保育所型認定こども園を目指し、利用者に選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。

(5) 事業者が社会的信望を有すること。

(6) 実務を担当する幹部職員が幼児教育又は社会福祉事業に係る知識又は経験を有すること。

(7) 事業を実施するために1年間の賃貸料に相当する額と1,000万円の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有し、財務内容が適正であること。

(8) 資金計画及び事業計画が適正であること。

(9) 各種関係法令を遵守すること。

4 園運営に関すること

- (1) 園の管理、運営等については、児童福祉法等の関係法令や関係通達、各種ガイドライン等を遵守し、児童の安全、衛生管理等に十分な配慮をすること。
- (2) 市が推進している教育・保育行政を理解し、市民のニーズに即応した教育・保育事業を積極的に実施すること。
- (3) 「放生津小学校跡地施設の利活用に関する基本方針（令和7年3月）」に示している基本的な考え方や周辺エリアへの効果を踏まえた教育・保育事業を実施すること。
- (4) 他の跡地施設利活用事業者と連携し、それぞれに相乗効果が発揮できるように努めること。
- (5) 園運営等について、保護者及び地元関係者と積極的に協議し、地域に根差した魅力ある園づくりに取り組むこと。
- (6) 既設法人にあっては、指導監査の指摘事項等について適切に改善されていること。
- (7) 教育・保育サービスの充実と質の向上のために、自己評価、第三者評価等に積極的に取り組むとともに、苦情解決の仕組みも整備すること。
- (8) 施設長は、市が定期開催する保育園長会に参加するとともに、当該施設に勤務する職員は、市の保育園関係職員等が開催する研修会に参加すること。
- (9) 射水市給食会議が立てる給食計画を参考とし、衛生管理マニュアル等に従って当該施設調理室内で調理業務を行い、アレルギー対応食等に対応すること。
- (10) 移管後、児童の保育環境に急激な変化を来すことがないよう配慮がなされること。
- (11) 射水市内で経営している保育園や認定こども園があるときは、これを廃止しないこと。
- (12) 移管に伴い市と締結する各契約事項等については、誠実に履行すること。

5 事業内容等に関すること

- (1) 厚生労働省「保育所保育指針」に基づき、全体的な計画及び指導計画を作成し、教育・保育を実施すること。
- (2) 支援を要するこども及び保護者への対応については、市子育て支援課など関係機関と連携して行うこと。
- (3) 近隣の小学校と連携及び交流を行うこと。また、地域の幅広い世代と交流するよう努めること。
- (4) 移管前の特別保育（延長保育、障害児保育）を継続して実施するとともに、既存の特別保育の拡充（午後8時までの延長保育等）や新たな特別保育（一時預かり、休日保育、病児保育、医療的ケア児保育等）の実施を検討すること。

6 職員の配置等に関すること

職員配置については法令等に規定する基準を遵守するとともに、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 園長は、保育所型認定こども園の園長の資格を有する専任の正規職員を配置すること。
- (2) 主幹保育教諭
 - ア 園長を補佐する者として、専任の正規保育教諭を主幹保育教諭として配置すること。
 - イ 主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。

(3) 学級編制（満3歳以上の教育課程に基づく教育）

1学級の園児数は、30人以下とする。

(4) 概ね6か月間の保育引継期間中、共同で保育に当たる職員の配置が可能であること。

(5) 職員の労働諸条件について、労働関係諸法令を遵守する法人であること。

7 職員の研修に関する事

業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

8 給食に関する事

(1) 食物アレルギー対応については厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「射水市アレルギー対応マニュアル」に準拠した取扱いを行うこと。

(2) 離乳食、アレルギー食、配慮食等に個々に配慮した「食」の提供を行うこと。

(3) 調理は、当該園内で行うこと。

9 健康診断に関する事

(1) 利用児童に対し、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施すること。

(2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は毎月2回検便を行うこと。

10 その他の保育内容等に関する事

必要に応じて施設賠償責任保険、災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。

11 開園後の取組への協力に関する事

設置・運営事業者は、開園後の運営状況等について、次に掲げる市の取組へ協力すること。

(1) 市職員による訪問への協力

(2) 保護者アンケートの実施への協力

(3) 市が行う公募事業の検証への協力

12 運営費等に係る補助に関する事

(1) 運営費等について

この募集により選考され、富山県から保育所型認定こども園の認可を受け、特定教育・保育施設として確認を受けた設置・運営事業者は、施設型給付費（公定価格から、保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額）を受給することができる。

※保育料については、施設（設置・運営事業者）が保護者から徴収すること。

ア 公定価格

こども家庭庁のホームページで子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（令和4年度版）が公開されているので参考にすること。

イ 市補助金

(ア) 射水市児童福祉施設等補助金交付要綱（平成17年告示第27号）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(イ) 射水市保育園引継事業補助金交付要綱（平成22年告示第172号）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

13 その他

(1) 施設の名称については、市と事業者で協議し決定した名称とすること。

(2) 保育施設部分の改修に関する設計協議に当たっては、設置・運営事業者の代表者等責任を持って対応できる者が出席すること。また、設計や施工に関して市と跡地施設事業者との協議等に協力すること。

(3) 市長は、選考された事業者がこの募集要項に記載された事項について重大な違反行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適正な教育・保育事業の実施が困難と認めるときは、設置・運営事業者としての決定を取り消すことができる。

(4) 多様化する教育・保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な園を整備し、市の選考を受けた設置・運営事業者自らが運営すること。

(5) この諸条件に定めのない事項については、市と協議して定めること。

設置・運営事業者選考及び決定後の主なスケジュール（予定）

内 容	日 程
募集要項の公表	令和 8 年 8 月 3 日（月）
現地見学会参加申込期限	令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午後 3 時まで
現地見学会	令和 8 年 8 月 1 7 日（月）午後 3 時から
質問の受付	令和 8 年 8 月 2 1 日（金）午後 5 時まで
応募書類の提出期限	令和 8 年 9 月 1 5 日（火）午後 5 時まで
選考（書類審査、プレゼンテーション審査）	令和 8 年 1 0 月中
設置・運営事業者の決定・結果公表	令和 8 年 1 1 月
開園準備、許認可手続	令和 8 年 1 1 月から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
保育引継期間	令和 1 0 年 1 0 月から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
保育所型認定こども園運営開始	令和 1 1 年 4 月 1 日

保育所型認定こども園設置・運営事業者応募書類一覧

- 申 込 書 [様式 1] 保育所型認定こども園設置・運営事業者応募申込書
[様式 2-1] 応募理由（アピールする点）
- 法人の状況 [様式 2-2] 法人の状況
(添付資料)
①定款又は寄付行為の写し（原本証明）
②登記事項証明書（履歴事項全部証明書、発行後 3 か月以内の原本）
③理事会議事録（法人として応募を決議したことが分かる書類。写しの場合、
原本証明）
④法人の概要が分かるもの（パンフレット等）
[様式 2-3] 法人役員等名簿
[様式 2-4] 履歴書（法人代表者）
(添付資料) 資格を証する書類
[様式 2-5] 基本理念、基本方針、目標等
[様式 2-6] 法人が運営する教育・保育施設一覧
(添付資料) 施設のパンフレット
[様式 2-7] 法人の自己評価・第三者評価等の取組
(添付資料) 法人の自己評価・第三者評価等に関する書類の写し
- 法人の経営状況 [様式 3-1] 法人の財務状況
(添付資料)
①事業者の決算書類（直近 3 期分）
②借入金返済計画書
[様式 3-2] 運転資金の確保
(添付資料)
①資金収支計算書（開園 1 年目から 3 年目まで、様式任意）
②運用財産の贈与予定者名簿（別添 1）
③開園のために資金を借り入れる場合は、返済のための借入金返済計画
(様式任意)
④運転資金を保有することの証明（残高証明等。複数ある場合は同一日現在で
提出。令和 8 年 8 月 3 日以後のもの。預金通帳の写しは不可。)
- 園の組織・体制 [様式 4-1] 「教育・保育理念」、「教育・保育方針」、「教育・保育目標」
[様式 4-2] 開園日・開園時間・定員区分
[様式 4-3] 1 号認定こどもの選考方法

[様式4-4] 保育料以外の保護者負担

[様式5-1] 人材育成・資質向上

[様式5-2] 職員配置等

[様式5-3] 履歴書（園長予定者）

（添付資料）資格を証する書類

[様式6] 安全対策・危機管理体制

○園の運営

[様式7-1] 全体的な計画等

[様式7-2] 特別保育事業の実施

[様式7-3] 支援・配慮を要するこどもへの対応

[様式8] 食育及び給食提供の考え方

[様式9] 地域との連携等

[様式10] 保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理

[様式11] 特色ある教育・保育についての取組や提案